

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	漁港課	検索番号	2 - 1
法令名	愛媛県漁港管理条例	根拠条項	9 - 1		
許認可等	甲種漁港施設の占有、工作物の設置等に対する許可				
(根拠規定)					
甲種漁港施設(水域施設を除く。)を占有し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、若しくは除去しようとする者は、知事の許可を得なければならない。					
(許認可等の基準)					
「愛媛県漁港管理条例に基づく知事の許可に係る審査基準等について」 (平成8年3月1日付け漁港第88号水産局長通知)					
1 占有又は工作物の設置を行なう者は、原則として国、地方公共団体又は水産業協同組合及びそれらを構成員とする公益法人であること。					
2 占有又は工作物の設置等の内容は、漁港機能上必要なものであり、かつ、その機能を増進するもの又は漁港利用等に支障を与えないものであること。					